いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成 に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れも ある。全職員でいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の育成に努 めることが大切である。

そのためには、教育活動のすべてにおいて生徒の自尊感情を育み、自他の敬愛を重 んじる態度の育成及び命を大切にする精神を貫く指導を徹底することが重要となる。

また、基本方針を全職員が共通認識し、校長のリーダーシップのもと、一丸となって組織的な取り組みを行う。なお、いじめ問題の対応に当たっては、いじめ防止対策推進法の遵守と関係者への正確かつ丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わないことを確認する。

2 校内防止対策組織

(1)組織の構成

いじめ防止対策のための組織として,「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員 長は校長が務め,事態に柔軟に対応できるように,校長が必要と認めた者を構成員 に加えることができる。組織構成は以下の通りである。

ア 構成員

校長, 教頭, 4 部主任, 学年主任, 学科主任, 教育支援係, 養護教諭とする。 必要に応じてPTA会長, 同窓会長, 臨床心理士, 地域代表, 警察等の中から加 える。

イ 日常的業務における企画・運営

教頭,生活·交通安全指導係

ウ いじめ (疑いも含む) に係る事案発生時 (緊急会議などの構成)

校長, 教頭, 生徒指導主任・副主任, 関係学年主任, 関係学科主任,

当該クラス担任とする。

必要に応じて養護教諭,教育支援係,部活動顧問,スクールカウンセラーなどと する。

エ 重大事態の場合

全構成員に加え学校長の要請により県教育委員会と連携してスーパーバイザー等の協力を得る。

(2) 委員会の役割

- ア 本基本方針の策定や見直しに関する検討
- イ 本基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

- ウ いじめの通報への対応・いじめの相談窓口
- エ いじめの疑いに関する情報の収集,緊急会議および対応協議
- オ 県教育委員会へ報告及び調査等への対応
- カ 関係諸機関との連絡調整
- キ いじめ問題に対する職員研修の計画・実施

3 未然防止の取り組み

(1) 基本方針

- ア 「いじめは、どの学級でもどの生徒でも起こり得る」という認識を持ち、生徒 との信頼関係を基盤に生徒の変化に気付けるように、深い洞察力でサポート体制 を構築する。
- イ 生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる 「心の居場所づくり」を推進する。
- ウ 学校の教育活動の中で、他者とのコミュニケーションを持つ機会を多く取り入れ、生徒がそれぞれの違いを理解し、認め合う仲間づくりを推進する。

(2) 人権教育・道徳教育の推進

- ア 人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ 防止活動を推進する。「いじめは人間として絶対に許さない」雰囲気を学校全体に 醸成する。
- イ 「いじめゼロ宣言」等を掲げ生徒の「いじめ撲滅」のための自発的活動や取り 組みを支援し、「話す勇気」・「止める勇気」の醸成を図る。
- ウ インターネットやスマートフォン等の通信機器を利用したネットいじめの対応 として、情報モラルやサイバー犯罪等の講習会を実施する。また、県学校ネット パトロールの情報により注意を喚起する。
- (3) 学校生活での悩みを解消するための支援として、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 部活動においては、勝利主義や理不尽な上下関係など生徒のストレスを増幅させる指導や見過ごしがないよう、部活動の教育意義に関して確認を行う。

(5)職員研修の実施

- ア 教職員の不適切な認識や言動が生徒の心を傷つけたり、他の生徒によるいじめ を誘発、助長したりすることがないよう体罰禁止を含めた服務規律の研修会を実 施する。
- イ 一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなど の取り組みが自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながる ことから、生徒指導の機能(因果関係の把握)を重視した「わかる授業」の展開 を心がける。
- (6) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

4 早期発見・相談のための取り組み

(1) 基本方針

- ア 早期発見は、迅速な対処の前提であり全ての職員や保護者等の関係者が連携 し、生徒のささいな変化に気付くための行動力を高める。
- イ いじめは判断しにくい形で行われる形が多く,ささいな兆候(いじめ必携確認)であっても,軽視することなく積極的にかかわりを持つ。
- ウ 相談することは「恥ずかしいこと、みじめなこと」ではないことを指導、理解 させる。
- エ 見て見ぬふりをする行為やはやし立てる行為もいじめを肯定する行為であることを指導し、理解させる。
- (2) いじめ調査を年3回実施する。緊急時はこの限りではない。
- (3) 全生徒に対する教育相談を年2回実施する。
- (4) 必要に応じて委員会、係で集約した情報を全職員に提供し、情報の共有を行う。
- (5) 保護者からの情報収集に努める。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 基本方針

- ア いじめの事象が発見された場合や通報を受けた教職員は、教職員一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を 指導する。
- ウ 詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納 得する解消を目指す。

(2)報告・連絡体制

- ア いじめの事象が発見された場合や通報を受けた教職員は、すみやかにいじめ防止対策委員会へ報告する。また情報を得た場合も同様とする。
- イ 報告を受けたいじめ防止対策委員会は、当該生徒の心理的状況を考慮の上、即座 に事情聴取を行う。聴取は、複数教員で実施し内容の記録と保存をする。また、 管理職に連絡をとり指導助言を受けて対応する。

(3)被害生徒とその保護者への対応

- ア 担任ほか関係職員は、いじめ被害生徒及びその保護者に対し、徹底して守り抜くことを伝え、いじめ防止対策委員会で協議した今後の対応について説明する。 また、不安な点を聴取し、委員会による対応策を示す。
- イ いじめ加害者が、被害者や通報者に圧力をかけることを防止するため、加害者 を指導するとともに、関係職員、保護者は十分に連携して学校内外での行動につ いて細心の注意を払う。
- ウ 担任は、発覚した当日中に保護者に連絡を取り、出来る限り面談にて事実関

係を伝える。今後の学校の対応方針を伝えるとともに、被害生徒のケア (臨床心理士の助言、スクールカウンセラーの活用など) や今後の通学に際しての配慮希望などについて協議する。

エ 情報提供時の留意事項

- (ア) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して個人情報 に配慮したうえで、事実関係その他の必要な情報を適時かつ正確に提供 する。
- (イ) 提供した情報を記録し、口頭で情報提供する場合は複数の職員で対応 する。
- (4) 加害生徒への指導とその保護者への対応
 - ア 事実関係の聴取を行い、いじめがあったと確認された場合、組織的対応でいじめをやめさせ、その再発防止の対策をとる。
 - イ 事実関係を確認後,迅速に保護者に連絡し,事実に対する保護者の理解や納得を得た上で,学校と保護者の連携,協力を求め,保護者に対する継続的な助言を 行う。
 - ウ 生徒の個人情報の取扱い等,プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。
 - エ 状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別指導ほか出席停止や警察との連携 による措置も含め、毅然とした対応をする。

6 重大事案への対処

(1) 基本理念

- ア 以下に挙げる事態を重大事案とし、必要な対処を行う。
 - (ア) 当該学校に在籍する生徒の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あるとき。
 - 注1 「生命,心身又は財産に重大な被害」とは
 - ・生徒が自殺した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - (イ) 当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認められたとき。
 - 注2「相当の期間」とは
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合には、適切に調査し校長が判断する。
 - イ いじめの態様が暴行,傷害,恐喝,窃盗強要,名誉毀損・侮辱,などの犯罪行

為として取り扱われるべきと認められるときは、警察に相談し・連携して対応する。

(2) 重大事案への対応

- ア 重大事案が発生した場合は、速やかに管理職に報告する。校長は、いじめ防止 対策委員会を召集する。
- イ 速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査に あたっては、隠蔽など疑われることがないように事実としっかり向き合い、組織 的に実施する。
- ウ 調査の公平性・中立性を確保するために、事態の性質に応じて校長の判断により必要な専門家を加える。
- エ 被害者,加害者ともに、生徒本人とその保護者に対して、必要な情報を適切に 提供する。
- オ 調査結果を県教育委員会に報告する。
- カ 調査結果を踏まえ、事態の早期解決に向けて、必要な措置を実施する。